

# 「心理実習」実習指導マニュアルの作成

## － 本学における取り組み事例 －

吉 岡 久 美 子

### はじめに

公認心理師養成において、文部科学省は、1) 実習演習科目を担当する教員に関する事項、2) 実習指導者に関する事項、3) 教育に関する事項、4) 実習に関する事項、のそれぞれを定め、実習指導の充実を図ってきた。

このうち心理実習については、「① 実習生が、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項について、主要5分野の施設(具体的な施設については、「公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設」(平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号)のとおり。)において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受けるべきこと。ただし、当分の間、医療機関での実習を必須とし、医療機関以外の施設における実習については適宜行うこととしても差し支えないこと。② 実習担当教員が、実習生の実習状況について把握し、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行う。(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ(イ) 多職種連携及び地域連携(ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解」と定められている。

公認心理師法施行後今日に至るまで公認心理師養成を行う様々な大学において、公認心理師養成のためのカリキュラムの一つとして「心理実習」が展開されてきた。国民の心の健康の保持・増進に向けたニーズに応えるべく公認心理師養成を進めるために、公認心理師養成関係の様々な団体も立ち上げられ、社会全体で心理専門職養成の充実に向けた検討が重ねられている。

また令和5年の「公認心理師法附則第5条に基づく対応状況について(ヒアリング結果に基づく中間整理)」では、各大学において実習指導マニュアルの整備が明示されている<sup>1)</sup>

こうした状況と今後を見据え、本稿は本学における「心理実習」の科目開設から今日まで展開してきた取り組み事例をもとに、実習指導マニュアルを提示し、実習を更によりよいものへと進めるべく、現状と課題について整

理したい。

### 「心理実習」実習指導マニュアル

#### I シラバスの確認

##### 1. 公認心理師実習の概要

本授業は、公認心理師法に基づいて行われる。(1) 学内での「事前学習」(前期)、(2) 法令に規定に基づき認可された施設における見学等における実習(7月下旬～9月初旬予定)、(3) 学内での事後学習(後期)、からなる。主要5分野について、(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ、(イ) 多職種連携及び地域連携、(ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解について、学内教員および学外指導者の指導を受けて学ぶ。(1)「学内での事前学習」(前期)では、主要5分野に関する上記ア)～ウ)に関する学習を深め、実習先の概要や特徴、実習記録、実習先でのマナーや守秘義務等について幅広く学ぶ。(2)「法令に規定に基づき認可された施設における見学等における実習」については、法令にて認められた主要5分野における施設において、学内教員および学外指導者の指導を受けて見学等を行い、現場の実際について理解を深め、あわせてそこでの公認心理師が果たす役割について学ぶ。見学実習後は、各回、実習体験の振り返りを行う。(3)「学内での事後学習」(後期)は、見学実習および全体を振り返る。また、一人ひとりが自身の公認心理師としてのキャリアについても考える。

本授業は、事前学習・事後学習ともプレゼンテーションとグループワーク形式で授業を行う。見学等による実習は、実習プログラムに基づき、見学、学外指導者による講義、事例的検討、必要に応じてグループワークを組み合わせて行う。

##### 2. 到達目標

心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ、多職種連携及び地域連携、公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解について基本事項を説明できる。(知識・理解)

医療分野、福祉分野、教育分野その他の分野における地域社会・組織の課題を、公認心理師の視点から、個人での作業はもちろん他者とコミュニケーションを円滑に行いながら発見・同定し、課題解決に向けたアイデアを提案することができる。(技能)

医療分野、福祉分野、教育分野その他の分野に存在する新たな課題にチャレンジするために、新しい知識や技能を積極的に学ぶ姿勢と態度をもっている。(態度・志向性)

### 3. 予習・復習

予習：これまで学んできた公認心理師関係科目の内容について知識を整理しておくこと。講義テーマについて、幅広く情報を収集しておくこと(60分)

復習：講義や見学等の実習で学んだことはその日のうちに復習し、不明な点については図書館等で知識を補うなど復習しておくこと(60分)

### 4. 成績評価

定期試験は実施しない。到達目標に対する評価基準は、学内での事前学習、見学等の実習(学外実習の指導者からのフィードバック含む)、学内での事後学習、それぞれの課題の取り組み状況により総合的に評価する。法令遵守により、事前学習、見学実習、事後学習全てを満たすこと。

### 5. 履修上の留意点

- ・履修要件について
- ・単位を取得するためには、事前学習(前期)、見学等の実習(夏季期間予定)、事後学習(後期)の全てを満たすこと。
- ・実習費1000円を納入すること(納入時期、支払い方法については別途お知らせします)。
- ・実習に係る保険(学研災付帯賠償責任保険等)に加入すること。
- ・自身の健康管理にくれぐれも留意すること。実習先によっては、健康診断書等の提出が求められます。
- ・担当教員および学外実習指導者の指導を受けること。
- ・実習において知りえた個人の秘密の保持については、実習後も順守すること。
- ・国家資格に関する科目のため、やむをえない事情を除き必ず出席すること。
- ・本授業及び見学実習等の実施日等に関しては、学科からの連絡に注意すること。
- ・新型コロナウイルス感染状況により、実施方法については変更になる可能性がある。

### 6. 授業計画

通年授業である。学内での授業は下記15回であるが、

夏季期間に、医療分野、福祉分野、教育分野、司法犯罪、産業労働、その他の分野(福岡大学臨床心理センター、福岡大学臨床心理センター附設学校適応支援教室「ゆとりあ」)における見学等の実習を行う。

#### 【前期授業の柱】

- ・オリエンテーション(スタートアップ授業)
- ・事前学習(医療、福祉、教育およびその他の分野における心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ、多職種連携および地域連携、公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解その1～その5)
- ・見学等での実習の記録の書き方
- ・見学等での実習における留意点、事前学習全体のまとめ

#### 【夏季期間】

医療分野、福祉分野、教育分野、司法犯罪、産業労働、その他の分野(福岡大学臨床心理センター、福岡大学臨床心理センター附設学校適応支援教室「ゆとりあ」)における見学等の実習

#### 【後期授業の柱】

- ・学内での事後学習(医療、福祉、教育その他の分野における見学等実習の振り返りおよび公認心理師としてのキャリアを考える その1～その6)
- ・まとめ

## II. 前期(事前指導)

### 1. 課題について

事前学習として課題を提示し、それについて授業内でグループワークを行う。課題は、公認心理師の到達目標に合わせて、複数回提示する。課題はBOXに提出し、当日はそれぞれがやりやすい方法(事前印刷、オンライン上)で確認し、グループワークで活用する。

### 2. 実習計画書の作成

見学実習に行く前は、実習計画書を作成する。実習計画書は(1)実習先について、事前学習を通して調べたこと・学んだこと、(2)実習の目標、(3)学外実習指導者の先生への事前質問からなる。実習計画書は事前に実習先に送付する。学外実習指導者はそれに基づいて実習準備を進める。授業では、実習計画書の内容はもちろんのこと、アカデミックライティングやマナーについても留意して作成するよう促す。なお、(3)については、実習指導者から見学実習の準備を組み立てる際に大変に有用であるとのフィードバックを毎年得る。学生にとっては、自分で問いを立て、主体的・積極的に実習に参加するという意味でも、大変に貴重な機会になっているようである。

### 3. 実習スケジュールの確認および配属先の調整

授業担当教員は実習先と連絡をとり、日程やスケ

ジュールについて確認する。なお受講生への周知および配属先の周知は日程の確定後に行う。

#### 4. 相談、連絡窓口について

実習に関する相談は実習担当教員が行うので、何かあれば遠慮せずに相談するよう重ねて周知する。なお事務連絡については授業サポートとして助手の支援を仰ぐこと。

#### 5. 実習ノートの作成について

授業内で指導する。具体的には、(1) 意義（実習体験の振り返り、第三者に自身の実習体験を伝える、公的な記録）、(2) 実習ノートの項目について、(3) 実習ノートの書き方（日程、氏名、実習目標：実習計画書の目標を記入することや見学実習が始まる前に確認・記入すること）、(4) 実習内容（事実を記録すること、時間の表記、時間の経過に沿って実習内容をコンパクトに記載など）、(5) 学んだこと、気づき、今後の課題について（見学実習を通して学んだこと、気づいたこと、羅列的に書くのではなく、焦点を絞って書くことよいかや授業で学んだことと関連づけて展開すると更によいこと、更に実習目標との関連以外に、当日の見学実習で学んだことや見学実習を通して経験した自身の公認心理師キャンディードとしての課題 など書式を提示しながら説明する）、(6) 実習ノートの書式、実習ノートの提出期限および提出先について、(7) 記入上の留意点（公的記録であるとの自覚すること、話し言葉ではなく書き言葉で記入すること、誤字・脱字に注意すること。第三者が読んでわかる文章で書くことなど）を説明する。

図 実習ノートの項目

実習先
日時
実習目標
実習内容（スケジュール含む）
実習をとおして学んだこと、考えたこと

実習ノートの作成は、毎回実習後に作成するよう伝え（各回の振り返り）、提出については授業管理システムを活用し、期日を決めて提出するよう周知している。

### Ⅲ. 見学実習直前の指導

#### 1. 前期授業での学びの再確認

- (1) 公認心理師カリキュラムで定められている、(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ) 多職種連携及び地域連携 (ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解を常に意識して、課題やグループワークに取り組むこと。
- (2) 自身の将来のキャリアを意識しながら参加するこ

と。

- (3) 「心理実習」の前期授業内容をあらためて確認すること
- (4) 公認心理師関係科目について、事前学習を通して記憶が曖昧だったことを復習しておくこと。

#### 2. 見学実習に関する留意点

- (1) 守秘義務、個人情報保護について
  - ・実習で知りえた情報は、実習後も漏洩しないこと
- (2) 見学実習前日・当日は実習計画書を再度確認すること
  - ・自身の実習目標を再度確認すること。
  - ・実習先では例年質疑の時間が設けられており、現場の実際を知る貴重な機会である。実習計画書の事前質問について確認しておくこと。
- (3) 体調管理
  - ・本学では夏期（8月～9月）に見学実習を行っている。あらためて規則正しい生活を心がけること。
  - ・熱中症対策、感染予防対策を意識して行うこと。
- (4) 持参物
  - ・実習計画書、筆記用具、メモ用紙など。実習先から指示されたもの（例：室内履き）。マスクの着用は実習先からの指示を仰ぐ。
- (5) 服装について
  - ・実習であることを意識し、服装についてもマナーを心がけること。なお判断に迷う際は授業担当者に尋ねること。
- (6) 当日の留意点
  - ・当日やむを得ない事情が発生した際は（例：災害、事件など）、速やかにメールで連絡をすること
  - ・実習先でのマナーについて（挨拶を心がけることなど）
  - ・質疑時間を大事にすること
  - ・実習中のメモ作成のポイントと留意点について（個人情報保護、客観的事実と自身の感想の区別、再現性など）
- (7) 見学実習の集合場所
  - ・現地集合としている。公共交通機関を利用すること、集合場所については各自事前に確認しておくこと
- (8) 夏季期間中の諸連絡
  - ・実習先のやむをえない諸事情により、実習日程が変更になったり、実習方法が対面からオンラインに変更になることもあることから、一日1回はメールを確認することを伝える。
- (9) 実習終了後について
  - ・その日のうちに振り返りを行うこと。具体的には、実習記録の作成や課題の整理を行うこと、各回2時間以上は要すること。

#### IV. 見学実習時の現地での指導

見学実習では、学外実習指導者とともに授業担当者も指導を行う。

#### V. 後期（事後指導）

##### 1. 学内事後学習

後期は学内で事後学習を行う。医療、福祉、教育その他の分野における見学実習を振り返り公認心理師としてのキャリアを考える。全員がプレゼンテーションを行い、「心理実習」全体を振り返る。

##### 2. 評価方法

評価は、学生、教員、実習先により行う。学生については、後期授業での振り返りはもちろん本学では「FURIKA」という授業アンケートを実施しており、それで自身の振り返りを行う。実習先からの評価については、見学実習の最後に、学生の学びを聴いてもらいその場で講評いただいている。本学では見学実習という短時間・単発の実習形式（各見学実習が3時間～4時間）のため、実習後実習先に御礼状を出す際に、実習態度など何か気になることがあれば連絡をもらうよう依頼している。担当教員（複数）は、通年授業全体を通して、到達目標を達成しているか否かについて確認し、総合的な評価を出している。

以上は主に学生に向けたマニュアルであるが、実習指導にあたっては学内事務手続きも重要である。

#### VI. 学内事務との連携

##### 1. 学内関係部署との連携

実習謝金や保険の加入に関する事務手続きについて、授業担当教員も関わるが、手続きについては複数の事務担当部署に依頼している。受講生への周知は授業での周知に加えて、学内システムを使い事務方に依頼している。

##### 2. 送付物関係

実習先には毎年、(1)「実習確認書」(日時、方法、学生人数など)、(2)実習計画書を送付している。送付は事務方に依頼している。

##### 3. 「心理実習」変更届

学外実習指導者の移動に伴い、学外実習指導者に変更があった場合は「心理実習」変更届を提出している。これに関する実習先とのやりとりは授業担当教員が行うが、厚生労働省への提出（学内決済含む）は、事務方の支援を仰いでいる。

#### 総括と今後に向けて

##### 1. 実習先との連携と実習先からのフィードバック

実習は、実習生、実習現場（実習指導者）、養成大学（実習担当教員）が公認心理師の質を高めるために協働することが求められる。実習は大学で開講される授業科目の1つであり、養成大学が責任と主体性をもって実習を主導する。しかしながら、実際の実習内容を検討し実施していくのは、実習現場の実習指導者の先生方になる。養成大学としては、実習指導者の先生方と協働しながら実習内容を検討し、実習生が主体的に取り組むことを支援する体制づくりを目指す必要がある。

下記は平成29年9月15日付で、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健部長より、各都道府県知事あてに送られた通知である（下線は筆者）。

---

各都道府県知事あて「公認心理師養成に係る実習生の受入れに関する御協力のお願いについて（依頼）」

今日、心の健康の問題は、国民の生活に関わる重要な問題となっており、学校、医療機関、その他企業をはじめとする様々な職場における心理職の活用促進は、喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、公認心理師の国家資格を定めてその業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的として、公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）が平成29年9月15日に施行されました。公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第1条及び第2条において規定している公認心理師となるために必要な科目のうち、施行規則第1条第25号及び第2条第10号に掲げる科目（以下「実習科目」という。別添1参照）は、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践すること等を行うもので、実践力の高い人材を養成する上で、非常に重要な科目となっています。

当該実習科目を行う実習施設は、公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号）により定められており（別添2参照）、貴職におかれましては、こうした法及び実習科目の趣旨を御理解の上、公認心理師の養成において実習教育の場が円滑に確保されるよう、実習生の受入れについて、都道府県教育委員会、貴管内の市区町村や各施設、事業所等への御周知も含め、特段の御支援・御配慮を賜りますよう、御協力をお願いします。

---

またその中にある別添2、大学における実習内容等については、次のように掲げられている<sup>2)</sup>。1) 大学における実習内容について：実習生が、心理に関する支援を要する者（以下「要支援者」という。）内容等に対して、実際に面接や検査を実施することを通じて、心理状態の観察及び分析並びに必要な支援（公認心理師法（平成27

年法律第68号。以下「法」という。)第2条第1号から第3号までに規定する行為に相当するもの)を行う。次の(ア)～(ウ)について、次の(ア)～(オ)について、見学等による実習を行いながら、実習を担当する教員(以下「実習担当教員」という。)又は実習施設による指導を受ける。(ア)要支援者へのチームアプローチ、(イ)多職種連携及び地域連携、(ウ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解、(2)実習場所について：保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野(以下「主要5分野」という。)に関する学外施設。なお、当分の間、医療機関(病院又は診療所)での実習は必須とし、医療関以外の施設での実習を実施しないことも差し支えない。具体的な施設については、別添2の「公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設(平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号)」を参照。(3)実習指導者：実習指実習施設には、実習指導者を置く。実習指導者は、大学等の実習担当教員と連絡しつつ、実習生への指導を行う。※学外施設の実習指導者の要件(以下のいずれも満たす者)。1.公認心理師資格取得後5年以上公認心理師の業務に従事した者、2.施行規則第3条第4項に規定する講習会を受講した者。ただし、当分の間、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、実習演習科目を開設する大学等が適当と認める者(医師又は心理職等)を実習指導者とすることができる。

以上の規定も踏まえ、本学では実習先の理解と協力のもと、医療、福祉、教育、司法、産業・労働分野で連携しながら実習を展開してきた。この間連携を可能にしたのは、①実習先とコミュニケーションを継続・確実にとること、②実習に関する文書の授受は確実にすること、③実習先にとって、普段の業務に加え実習を引き受けることでメリットがあることがあげられた。③の具体例としては、実習先から「実習を引き受けることは、大変勉強になる」、「刺激になる」、「初心にかえる」、「元気をもらおう」といったポジティブフィードバックが、継続して寄せられている。

## 2. 本質をかえない多様な授業形態の工夫：コロナ禍での経験を通して

実習指導マニュアルにも明記している通り、緊急事態への事前指導と対応も極めて重要であった。これについては、下記は令和2年6月1日付けで通知された「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」を紹介し、特に関係する部分については下線を施した<sup>3)</sup>。

各都道府県知事あて「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設(以下「学校養成所等」という。)に在学中の学生及び生徒(以下「学生等」という。)の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所の運営等については、令和2年2月28日付事務連絡により、その取扱いを周知しているところです。他方、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく全都道府県に対する緊急事態宣言は5月14日以降順次解除され、学校養成所等でも授業等を再開される動きがあるところではありますが、引き続き慎重な対応を図っていくことが必要との観点から、学校養成所等における実習等の弾力的な運用の趣旨を改めて通知するとともに、学校再開の際にも十分に感染予防に留意しつつ進めるべきことをはじめとして、下記のとおり学校養成所等の運営等に関する留意事項をお知らせすることとしました。つきましては、国公立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生(支)局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等に対して周知いただきますようお願いいたします。なお、都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

また、今後、各学校養成所等で行われている事例については、把握でき次第、随時紹介を行ってまいります。なお、看護師等養成所における実習に関する追加の取扱いについては、別途、厚生労働省からお知らせいたします。

### 【参考】

- ・新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省ホームページ)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- ・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(文部科学省ホームページ)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について(内閣官房ホームページ)  
[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

### 記

1. 学校養成所等の運営に係る取扱い
  - (1) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生等と影響を受けていない学生等の間に、修学の差が生じることがないように配慮するとともに学生等に対して十分な説明を行うこと。
  - (2) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の不足や施設・設備が確保できない等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定

される。こうした学校養成所等においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

(3) 学校養成所等においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の変更が必要となることが想定される。実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、今般の新型コロナウイルス感染症を受け迅速な対応が必要であることに鑑み、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。その際、学校養成所等は学生等に対し、代替的な学修の趣旨や狙い、到達目標等について十分に説明するよう留意願いたいこと。

(4) 上記(3)の取扱いについては、当面の間、医療関係職種等の国家資格の養成施設として指定する規則に示された実習内容の変更に関する承認申請・届出は不要であるが、今後、実施結果について改めて調査を行うことがあり得るので、しっかりと整理されること。なお、看護師等養成所における取扱いについては、別途、厚生労働省からお知らせいたします。

(5) 今後、現在の状況が続くことも想定されることも踏まえ、学校養成所等においては、各資格の本旨に鑑み、可能な限り必要な科目(課目・教育内容)が受講できるよう実習や講義の実施方法を工夫されること。例えば、実習を行うに際しては、受講人数を分散させる、受講会場には一度に入れる人数を当該会場の規模に応じた適切な人数のみに絞るなど、感染リスクに配慮すること。

## 2. 受験資格に係る取扱い

(1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間を履修して卒業(修了)した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関連する実習中止、休講等の対応を受けた学生等は、他の学生等より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間(実習が中止の場合、当該学校養成所等において実習に替わり得る学修として各学校養成所等で配当した単位もしくは時間を含む)を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間(実習が中止の場合、当該学校養成所等において実習に替わり得る学修として各学校養成所等で配当した単位もしくは時間を含む)を履修して卒業(修了)した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。

(3) (1)及び(2)の取扱いは、学校養成所等における教育内容の縮減を認めるものではないことから、学校養成所等においては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

3. 学校養成所等における ICT を活用した遠隔授業等について

遠隔授業の活用や授業の弾力的な取扱い等については、「令和2年度における大学等の授業の開始等について(通知)」(令和2年3月24日付元文科高第1259号)等、「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」(令和2年5月22日付事務連絡)等及び「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」(令和2年5月1日付事務連絡)等において示されており、学校養成所等においてもこれらを参考にされ、実施に際しては御留意いただきたいこと。

## 4. 実習等に関する各学校養成所等での実践事例等

既にいくつかの学校養成所等においては、以下のような取組が行われている、もしくは実施が予定されている。各学校養成所等で実施に向けた環境や課題が異なることは十分に考えられるが、適宜参照の上、対応いただきたいこと。

(1) 三密を避けた状態での、シミュレーターを用いたの基本手技の実習。

(2) オンラインによる模擬実習(カンファランス、ミニ講義、手術や手技のビデオ供覧と解説、試問、レポート提出)。

(3) オンラインによる臨床推論能力の養成を目的とする授業。

(4) 研究棟や講義棟での電子カルテを用いた症例検討や動画視聴、シミュレーターによる技能学習(人数制限並びに部屋の換気等感染防止措置を実施)。

(5) 実習の臨床実習予習ノートを用いた e-Learning による在宅学習(各実習の指導教員がメールでの質問へ回答)。

(6) 事例データベースを作成し、事例データベースを基に、学内においてシミュレーション教育を実施。

(7) 臨床実習指導者参加型遠隔指導システムを活用し、書面や動画を含めて臨床推論指導を実施。

(8) 実習先講師を招聘し、実習先での状況や実習を行った時の対応など、通常より現場に近い授業演習を実施。

(9) 臨地(病室、在宅、居室)と大学をオンライン接続し、以下の内容の学内実習を行う。

・臨床実習への協力の同意を得た患者にオンラインで聴取する。

・指導教員が収集した患者の日々の様子の映像情報を用いて、計画を策定する。

・リアルタイムの患者の状況を確認・評価しながら、日々の計画を策定する。

・学生が役割分担するなどにより、学内でのロールプレイを通じて技術を修得する。

---

本学では、コロナ禍で見学実習が実施できない際は、実習先の実習指導者、実習生、実習担当教員の三者間で、オンライン授業を展開した。実習内容の本質を変えず、実習目標を如何に達成するかについて、実習先の実習指導者と協議を重ね、準備した。その結果、全受講生が全て滞りなく、実習を終えた。

## 3. 実習生のキャリア形成

公認心理師の未来を担う実習生の養成が、実習現場の指導者の先生にもさまざまな形で利益として還元されるよう、実習生、実習現場、養成大学がともに協力しな

がら、公認心理師の養成のための質の高い現場実習を創り上げることを目標として、この間進めてきた。大学が実習全体をマネジメントし、責任をもって運用すること、現場での実習は、教員も積極的に関わりながら実習指導者が主体となり展開することで、実習生が主体的に実習に取り組み魅力ある実習となることを実感してきた。具体的には、実習後、後期の授業で扱う公認心理師キャリアについてのプレゼンテーション、そして、通年授業を終えた後の授業全体の感想から「心理実習」が学生のキャリア形成に影響を与えていることが伺えた。具体的には「実習を通して、医療分野の公認心理師により興味をもった」、「実習前は、産業・労働分野についてイメージが先行していたが、実習を通して、変化する社会の動きの中で、この分野における仕事の実際を知ることが出来た」、「自身は、大学院には進学しないが、現場の先生方の話や実習先での事例検討を通して、これまで学んできたコミュニケーション技術や、考え方を活かしたい」などが多数あげられた。

今後も実習生が安心して・主体的に実習に取り組むことができる体制を整えるためにも、また実習先とよい関係を保ちながら質の保障された実習を行っていく上でも

「実習指導マニュアル」の定期的な確認と整備は極めて重要であると考ええる。

## 引用文献

- 1) 厚生労働省 公認心理師法附則第5条に基づく対応状況について（厚生労働省 社会保障審議会障害者部会 第136回 資料6）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001110995.pdf>  
（令和5年9月2日閲覧）
- 2) 厚生労働省 実習受け入れ通知  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000964030.pdf>  
（令和5年9月2日閲覧）
- 3) 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000636146.pdf>  
（令和5年9月2日閲覧）